

2026 年度新歓活動に係る

第 4 号新歓特例許可団体申請要項

2026 年 2 月 2 日

横浜市立大学学生自治会中央委員会執行部

新歓事業部 監督課

目次（目次の各項目を選択すると該当の項目へ移動できます）

1, 目的

2, 申請の対象となる団体

3, 申請手続き

4, 審査基準

5, 許可後の取り扱い

新歓活動に係る各種申請について

新歓活動の規制

6, 認定取り消し

7, 免責事項

8, 問い合わせ先

1. 目的

第4号新歓特例許可団体申請要項(以下「本要項」といいます。)は、横浜市立大学新入生歓迎・新規構成員勧誘活動レギュレーション 2026 年度版 Ver.1.0.0(以下「新歓レギュレーション」といいます。)に基づき、第4号新歓特例許可団体の認定及び管理に関する事項を定めるものです。

本要項は、横浜市立大学学生自治会中央委員会(以下「本会」といいます。)執行部新歓事業部が、横浜市立大学の公認ではない学生団体(以下「非公認団体」といいます。)に対し、一定の審査を経て、横浜市立大学において禁止されている非公認団体の学内での新歓活動を限定的に許可することで、新入生が課外活動に参加する機会を設けることを目的とします。

2. 申請の対象となる団体

第4号新歓特例許可団体の申請を行うことができるのは、横浜市立大学の学生が参加し活動している非公認団体です。ただし、以下のいずれかに該当する団体からの申請は、**受理することができません。**

- ・第1号新歓特例許可団体(横浜市立大学金沢八景キャンパス所属公認団体)
- ・第2号新歓特例許可団体(横浜市立大学福浦キャンパス所属公認団体)
- ・第3号新歓特例許可団体(本会執行部新歓事業部が指定した団体)
- ・主な構成員が大学生ではない団体
- ・特定の政党の支持・反対や宗教活動、勧誘を主たる目的とする団体
- ・反社会的勢力と関わりがある、又はその疑いがある団体
- ・その他、新歓レギュレーション「6. 迷惑行為」に抵触する恐れがあると本会執行部新歓事業部が判断した団体

3.申請手続き

第4号新歓特例許可団体になることを希望する団体は、申請フォームより以下の申請項目を記入し、提出してください。

2026年度第4号新歓特例許可団体申請フォーム：

<https://forms.gle/h9avoRTPrGYFBGbp9>

【申請項目】

- ・団体名
- ・代表者氏名
- ・代表者連絡先
- ・現在の団体構成員総数
- ・上記のうち、2026年度に横浜市立大学に在籍する見込みの構成員数
- ・主な活動場所(施設名、学外活動拠点等)
- ・昨年度の新歓活動の実績及び状況
- ・第4号新歓特例許可団体へ申請する理由(経緯)
- ・団体の活動目的(200字程度)
- ・団体の活動内容(200字程度)
- ・直近の主な活動実績
- ・今後の活動予定(200字程度)
- ・新歓活動で実施予定の事項(オンライン・対面含む)

【留意事項】

審査には通常1週間程度を要するため、余裕を持って申請を行ってください。

原則として、第4号新歓特例許可団体の認定期間は、認定の通知があった日から次年度の新歓レギュレーションの施行日までとします。次年度も第4号新歓特例許可団体の認定継続を希望する場合は、次年度も再度申請を行う必要があります。

4.審査基準

申請は、本会執行部新歓事業部が、申請フォームに記入のあった情報と、以下の審査基準及びその他の情報に基づき、総合的に勘案し審査を行います。以下の審査基準に該当していても申請が不許可となる可能性があります。

審査結果は本会執行部新歓事業部がメールにて必ず通知します。通知がない場合でも、許可されたと判断しないよう注意してください。

【審査基準】

- ・第4号新歓特例許可団体の要件を満たしているか。
- ・新歓レギュレーション及び本要項を正しく理解し、遵守する意思があるか。
- ・横浜市立大学の学生が構成員に含まれ、かつ活動の主軸を担っているか。
- ・活動目的、内容が学生団体として適切であり、公序良俗に反していないか。
- ・法律を遵守し、著作権侵害等をしていないか。
- ・政治的、宗教的活動やマルチ商法等を目的としていないか。
- ・申請内容に虚偽がないか。

【結果通知】

- ・審査結果は、申請時に提出のあったメールアドレス宛に、原則として申請から1週間を目処に通知します。
- ・不許可の場合は、その理由の開示は行いません。
- ・不許可の審査結果は、申請期間中の再度の申請を妨げるものではありません。

5.認定後の取り扱い

第4号新歓特例許可団体として認定された団体は、以下の範囲で新歓活動を行うことができます。なお、許可においては、権利及び規制類を一部制限若しくは緩和した条件付き許可とする場合があります。

1. 本会執行部新歓事業部が主催する新歓イベント「萌葱2026」への条件付き参加
2. 横浜市立大学新歓冊子「緑葉2026」・新歓特設サイト「銀杏」等への掲載

【新歓活動の規制】

第4号新歓特例許可団体は、横浜市立大学の規定により、以下の活動が禁止されています。

- (1) 横浜市立大学の敷地内での新歓活動(門外の敷地内歩道等を含む)
- (2) 横浜市立大学の名称を使用した新歓活動
- (3) 団体名やSNSアカウントの名称に「横市」や「YCU」を冠するなど、横浜市立大学公認団体と誤認させる活動
- (4) 横浜市立大学のロゴマークや「ヨッキー」等、横浜市立大学の知的財産を使用した新歓活動

オンラインでの活動については、新歓レギュレーション「8. オンラインでの新歓活動について」及び「10. SNS や HP の運用について」に従ってください。

【新歓活動に係る各種申請について】

以下に示す新歓企画への参加や、媒体への掲載などを希望する場合は、本申請とは別途にそれぞれ申請を行う必要があります。第4号新歓特例許可団体の許認可は、以下の新歓企画への参加や媒体への掲載などを確約するものではありません。

①～③までの参加に関する申請は、すべて本会HPにてご案内していますので、必ずご確認ください。

①新歓イベント「萌葱 2026」(HANAMICHI・ROOM)への参加を希望する場合

→各企画の参加要項に基づいて申請を行う必要があります。

②新歓イベント「萌葱 2026」(HANAMICHI・ROOM)にて配布物の配布を希望する場合

→2026年度新歓活動に係る配布物要項に基づいて申請を行い、許可を得る必要があります。

③横浜市立大学新歓冊子「緑葉 2026」への掲載を希望する場合

→2026年度新歓冊子・新歓特設サイト要項に基づいて申請を行う必要があります。

①～③までの新歓企画への参加や媒体への掲載を希望する場合は、以下の期限を参考に余裕を持って第4号新歓特例許可団体の申請を行ってください。

対象企画	第4号新歓特例許可団体の申請目安
横浜市立大学新歓冊子「緑葉 2026」	2026年2月16日(月)23:59まで
新歓イベント「萌葱 2026」	2026年2月21日(土)23:59まで

6. 認定取り消し

第4号新歓特例許可団体の認定後であっても、以下の事項に該当する場合、本会執行部新歓事業部は事実確認等を行った上で許可を取り消し、以降の新歓活動を禁止する処分を下すことがあります。

- (1) 新歓レギュレーション、本要項又は新歓活動に係る規則等に違反し、本会執行部新歓事業部から注意を受けたが改善されなかった場合
- (2) 申請内容に虚偽の事実が判明した場合
- (3) 本会執行部新歓事業部からの指示及び指導に従わない場合
- (4) その他、第4号新歓特例許可団体として不適格と判断される重大な事由が生じた場合

7. 免責事項

本要項及び新歓レギュレーション、新歓イベント「萌葱 2026」の各企画要項等の違反によって団体に損失が生じた場合であっても、本会執行部新歓事業部は責任を負いません。

第4号新歓特例許可団体申請の却下・取り消しにより生じた損失の補償は行いません。

8. お問い合わせ先

本要項及び第4号新歓特例許可団体申請に関するお問い合わせは下記までお願いします。

横浜市立大学学生自治会中央委員会 執行部

新歓事業部 監督課 課長 前畠郁斗

所在:横浜市立大学金沢八景キャンパスサークル棟 A303

Email:ycu.centralcommittee@gmail.com